

# << 記入の仕方 >>

確定申告の必要な場合は、様式が異なります。また、確定申告書と同時に税務署に提出することになります。

今回は、**21年度**となります。

**電話番号**を忘れずにお書きください。お問い合わせをさせていただきます場合があります。

平成 **21** 年度分 市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書

必ず、**捺印**してください。2枚目もあります。

特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

五号

居住開始年月日を記入してください。

及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び(マイナスの場合は0)に記入してください。

源泉徴収税額が**0円**になっていることを確認してください。

この欄に記載がない場合は、控除が受けられません。

新築又は購入平成16年4月1日  
増改築等平成 年 月 日

この欄に記載がない場合は、控除が受けられません。

前年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除額(単位:円)	① <b>A 160,000</b>
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	② <b>B 3,559,200</b>
前年分の所得控除の額の合計	③ <b>C 1,658,021</b>
前年分の所得税の課税総所得金額(マイナスの場合は0)	④ <b>1,901,000</b>
④に対する所得税額相当額	⑤ <b>190,100</b>
前年分の所得税額(税額控除前)	⑥ <b>95,050</b>
①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦ <b>160,000</b>
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(⑦-⑥)	⑧ <b>64,950</b>
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧×3/5)	⑨ <b>38,970</b>
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧×2/5)	⑩ <b>25,980</b>

平成20年分 給与所得の源泉徴収票

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股太郎

給与・賞与	退職給付	社会保険料	住宅借入金等特別控除	源泉徴収税額	年末調整
5,125,873	3,559,200	1,658,021	0	0	0

②の金額から③の金額を引きます。(千円未満は切り捨てます。)

④の金額をこの表に当てはめて、所得税額を計算します。⑤に記入します。

④の金額をこの表に当てはめて、所得税額を計算します。⑥に記入します。

①の金額と⑤の金額を比較して、少ないほうの金額を⑦に記入します。

⑦の金額から⑥の金額を引きます。

⑧の金額に5分の3をかけます。

⑧の金額に5分の2をかけます。

改正前の所得税の速算表 (⑤ 計算用)

課税総所得金額 (④の金額)	所得税額
～330万	④×10%
330万～900万	④×20%-330,000
900万～1800万	④×30%-1,230,000
1800万～	④×37%-2,490,000

改正後の所得税の速算表 (⑥ 計算用)

課税総所得金額 (④の金額)	所得税額
～195万	④×5%
195万～330万	④×10%-97,500
330万～695万	④×20%-427,500
695万～900万	④×23%-636,000
900万～1800万	④×33%-1,536,000
1800万～	④×40%-2,796,000

三股町のホームページにて住宅借入金等特別税額控除申告書がダウンロードできます。必要事項を入力するだけで自動計算しますのでとても便利です。ぜひ、ご利用ください。

<http://www.town.mimata.miyazaki.jp/>



[三股町ホームページ] → [町税] → [住宅ローン控除について]